

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

新型コロナウイルスの影響による生活福祉資金貸付（特例貸付）のご案内

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額 20万円以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 2年以内

■貸付利子 無利子

■保証人 不要

主に失業された方等向け（総合支援資金）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付期間 原則3月以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 10年以内

■貸付利子 無利子

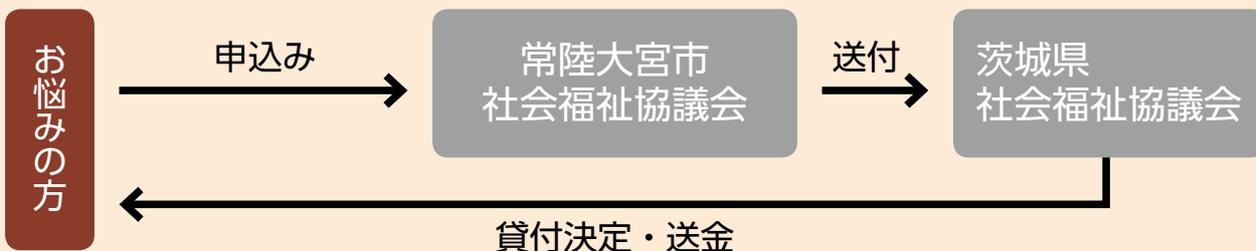
■保証人 不要

■貸付上限額

・(二人以上) 月20万円以内

・(単身) 月15万円以内

貸付手続きの流れ



お問合せ先

常陸大宮市社会福祉協議会

☎ 53-1125 受付時間 8:30 ~ 17:15 (平日)

* 申込みの際には、事前にご連絡のうえお越しく下さい。